

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書について

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求
める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 5 年 9 月 1 5 日 提出

議会運営委員長 谷 守

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、
林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮さ
せるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼ
ロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間
炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー
利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備
事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供
給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々
な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成する
ため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカ
ーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必
要です。

よって、国においては、下記事項について実現するよう強く要望します。

記

1. 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐
と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進
に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチな
どの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・
流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進
などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な
支援を充実・強化すること。
3. 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整
備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、
参議院議長

肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める
意見書について

肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書を次のと
おり提出するものとする。

令和 5 年 9 月 1 5 日 提出

議会運営委員長 谷 守

肥料価格高騰対策並びに畑地化促進事業等の財源確保を求める意見書

近年、気候変動等に伴う大規模な自然災害の頻発や、食料危機を見据えた中国での穀物の備蓄強化と化学肥料の輸出規制にウクライナ情勢の緊迫化などが加わり、世界の食料需給が不安定化し、日本国内においても食料品をはじめ、農産物を生産するための肥料をはじめとする資材価格が軒並み高騰しています。

政府は大綱の中で食料安全保障構造転換対策について、過度な輸入依存からの脱却に向け、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大を目指すとし、生産資材等の価格高騰等による影響緩和対策では、肥料価格高騰対策、配合飼料価格高騰対策等の措置を講ずる考えを示しました。

しかし、政府が講ずる肥料高騰対策は生産者にとって、高騰分を十分に補えるだけの支援内容となっておらず、さらに、畑地化促進事業においては財源不足により、政策目標に掲げられている需要に応じた生産や輸入に依存する品目の増産に意欲的かつ協力的な生産者の多くが不採択となるなど、地域では大きな混乱が生じています。

こうした状況が続けば、大綱の中で政府が課題として提起している農業者人口の減少・後継者不足といった問題が一層深刻化し、生産基盤の弱体化につながりかねないことから、早急な対応が求められています。

よって、国においては、食料安全保障強化の観点から、農業者が将来にわたって安心して営農が継続できるよう下記事項について強く要望します。

記

1. 肥料価格高騰対策については、全国一律で決定する価格高騰率との乖離が大きく、十分な補填対策となっていないため、確実に高騰分が反映できるよう別途の対策を講ずること。
2. 過度な輸入依存からの脱却に向け、畑地化促進事業や畑作物産地形成促進事業、国産小麦・大豆供給力強化総合対策に十分な予算を確保するとともに、当初予算として 2024 年度以降も継続し、支援内容の維持・拡充・改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年9月15日提出

議会運営委員長 谷 守

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
2. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
3. 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
4. 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術手支援拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
5. 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子供たちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公園施設や公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
7. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
8. 堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。
9. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第 8 号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 5 年 9 月 1 5 日 提出

議会運営委員長 谷 守

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免税制度が、令和 3 年 3 月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により 3 年間延長措置が認められ、令和 6 年 3 月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっています。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 9 月 15 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長